

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
近畿の道路整備広報業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 黒川 純一良 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成30年8月3日	株式会社産業経済新聞社 大阪府大阪市浪速区湊町2-1-57	4010001017427	本業務は、これまで果たしてきた道路の役割や道路の整備効果などを広く広報するために、京奈和自動車を中心に高速道路ネットワークが果たしてきた整備効果(生産性の向上、企業立地の促進、観光振興、リダンダンシーの確保など)をとりまとめ、一般の方へ広報し、道路事業について理解を深めてもらうことを目的とする。本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認の上、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に8者が説明書等の交付を受け、4者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書の評価の結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	10,422,000	10,368,000	99%		
道路管理情報システム改進1式	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 黒川 純一良 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成30年8月6日	東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34	2011101014084	本案件は、近畿地方整備局が管理する道路管理情報システム(以下「当該システム」という。)において、事務所が道路管理用として設置している、管内の気象T/Mトネル非常警報設備・道路情報板設備の増設等に当該システムの既存DBへの追加・削除及びデジタルロードマップデータの更新を行うものである。当該システムの既存DB及びソフトウェアは当初施工者が設計したものである。当該システムを正常に動作させるためには、既存DBの構造及び既存ソフトウェアの処理手順等を詳細に把握する必要があり、他社の参入が困難であると判断しているが、競争性確保のため本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記事業者を随意契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	60,717,600	60,480,000	99%		
大型車の通行適正化に関する広報支援業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 黒川 純一良 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成30年8月9日	株式会社アニマトゥール弘報企画 奈良県北葛城郡王寺町明神4丁目13番13号	7120001073902	本業務は、近畿地域における大型車の通行適正化に向け、運送事業者、荷主及び社会一般を対象とした効果的な広報・啓発活動の取組について提案し、その効果検証を行うと共に、関係機関が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」の運営支援を行うものである。本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認の上、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に9者から説明書等の交付依頼があり、2者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書の評価の結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	4,514,400	4,514,400	100%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国道1号電が丘電線共同溝連系設備設置工事	分任支出負担行為担当官 滋賀国道事務所長 国土交通技官 竹内 勇喜 滋賀県大津市電が丘4-5	平成30年8月1日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 大阪市北区東天満1丁目1番19号	2010001063299	本工事は、国道1号電が丘電線共同溝にともない、西日本電信電話株式会社が設置する連系設備に接続する連系管路についての施工を委託するものである。近畿地方整備局と西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社とは、「無電柱化における設備工事等に関する協定書」(以下、「協定書」という)(平成26年9月29日付)を締結している。西日本電信電話株式会社が設置する連系設備への接続にあたっては、既設ケーブルや既設管路の安全確保及び設備事故等緊急時にネットワーク構成を踏まえた迅速な対応が出来る体制が必要となることから、上記協定に基づき委託するものである。協定書第13条に委託先としてエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社とさだめられていることから、今回、委託契約するものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	2,566,080	2,566,080	100%		
大阪湾岸道路西伸部不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 浪速国道事務所長 国土交通技官 大阪府枚方市南中振3-2-3 古川 慎治	平成30年8月6日	大阪エンジニアリング株式会社 大阪府大阪市西区九条南2-18-16	1120001048819	本業務は、浪速国道事務所における用地買収等のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。本業務の契約方式は、大阪湾岸道路西伸部不動産鑑定評価業務(その1)及び大阪湾岸道路西伸部不動産鑑定評価業務(その2)に関する企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方をそれぞれ特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ申請期間内に2者から説明書等の交付依頼があり、1者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	379,080	379,080	100%		単価契約 予定調達総額 1,998,000円
六甲砂防事務所広報活動支援業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 六甲砂防事務所長 国土交通技官 田中 秀基 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3丁目13番15号	平成30年8月7日	特定非営利活動法人土砂災害防止広報センター 東京都中央区日本橋中州4-11 日本橋長岡ビル	8010005007651	本業務は、六甲砂防事務所が取り組んでいる阪神大水害80年行事に関連して、①デジタルアーカイブの作成②デジタルアーカイブの活用③デジタルアーカイブ構築を広く発信するためのイベントの企画・運営補助を行うものである。本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に3者から説明書等の交付依頼があり、そのうち1者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、実施方針、アーカイブの作成・活用に関する着眼点等が総合的に当局的期待に適合するものであるため、上記業者が契約の相手方として特定されたものである。 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	12,409,200	12,366,000	99%		

(別紙様式4)

公共調達最適化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
近畿技術事務所歩廊式橋梁点検車緊急修繕作業	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 野村 正之 大阪府枚方市山田池北町11-1	平成30年8月20日	株式会社軽日軽エンジニアリング 大阪支店 大阪府中央区道修町1丁目5番18号	3010601027149	本業務は、歩廊式橋梁点検車の重要構造部材である旋回フレームに、経年劣化による亀裂が発見されたため、緊急修繕を実施するものである。当該車両は、橋梁点検を実施する際に使用する車両であり、近畿地方整備局管内の橋梁点検に使用している。橋梁点検は、道路法施行規則第四条の五の五に五年に一回行うことと規定されており、五ヶ年計画を策定し点検を実施している。当該車両の修繕が10月までに完了しなければ、今年度計画している橋梁点検が完了せず、五年に一回の橋梁点検もできなくなり、重要インフラの点検遅延は社会的にも重大な支障を及ぼしかねない。さらに、当該車両と同規格のレンタル、リース車両もなく、保有している他車も連日点検に使用しており振替ができない。よって、一刻も早く当該車両の修繕を行い、橋梁点検を実施する必要がある。当該車両は平成12年度に、上記業者において、歩廊及び旋回フレームを独自に設計製造させ、納入したものである。したがって、唯一当該車両の設計ノウハウを保有しており、迅速、且つ確実に修繕が可能な上記業者と、随意契約を行うものである。会計法第29条の3第4項及び予算	4,320,000	4,320,000	100%		

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。